1997年10月15日発行

みなみかわち 町議会ネットワークニュース（第94号）



村尾光子
祇園五丁目11-3
TEL&FAX:44-5418



磯辺香代
祇園二丁目8-2
TEL&FAX:44-6621



荒井英子
祇園四丁目5-12
TEL:40-1014
FAX:40-1019

今回の定例会では、判断に苦慮した。どんな方法がとれるのか、ぎりぎりまで考え抜いた。その結果としての動議の提出だったが、その意向が議会として採択されて本当にほっとした。

住民と対話の行政を進めることがいかに難しいか、すれ違うと大きな誤解を招きかねないことを知らされた。

だからこそ、情報公開なのだとつくづく感じている。　村尾

第3回生涯学習振興大会に伺った。記念講演は野球評論家の西本聖氏。申し込みがあったのか、手話通訳の方が共に舞台に立たれていた。町内の手話ｻｰｸﾙ「もみじ」所属の清水さん(仁良川)だと後で聞いた。町の講演会で手話通訳の方を目にするのは初めて。みんなが学ぶ生涯学習にふさわしい光景であった。よかったな。　（磯辺）

☆遺伝子組み換え食品がやってきた！！

遺伝子組み換え食品の表示を求める請願の紹介議員になり、下調べのため天笠啓祐氏の本を読んだ。東京飯田橋まで足を運び、開発企業モンサント社、OECD経済協力開発機構の話も聞いてみた。

未知の食品に対する不安がある現在、長期に経過を見るためにも表示は必要と思うが、科学技術の進歩に理解が追いつかない。　（荒井）

今回は平成９年第３回定例会（9月8～22日）の報告です。
農業集落排水事業特別会計補正予算の慎重審議のため会期延長

もくじ

《審議事項》

報告第 4 号	H8 事業年度栃木県町村土地開発公社決算について	賛成全員	可決
報告第 5 号	H9 事業年度 〃 予算について	〃	〃
同意第 1 号	町固定資産評価審査委員選任同意（相沢 弘氏）	〃	〃
同意第 2 号	〃 （椿 利一氏）	〃	〃
同意第 3 号	南河内町教育委員会委員選任同意（大門 幸氏）	〃	〃
議案第 25 号	南河内町自転車放置の防止に関する条例について	〃	〃
26 号	南河内町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
27 号	南河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
28 号	工事請負契約の締結について（吉田西小体育館）	〃	〃
29 号	H9 年度一般会計補正予算（第２号）について	〃	〃
30 号	H9 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	〃	〃
31 号	H9 年度老人保健特別会計補正予算（第２号）	〃	〃
32 号	H9 年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	賛成多数	〃
認定第 1 号	H8 年度一般会計歳入歳出決算認定について	賛成全員	〃
2 号	H8 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定	〃	〃
3 号	H8 老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
4 号	H8 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定	〃	〃
5 号	H8 水道事業会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
発議第 6 号	お年寄りにやさしいまちづくり交通安全宣言決議（案）について	〃	採択
請願第 2 号	遺伝子組み換え食品の表示義務付けを国に求める意見書提出についての請願書について	〃	〃
発議第 7 号	遺伝子組み換え食品の表示義務付けを国に求める意見書（案）提出について	〃	〃
	H9 年度県町村議長会海外地方自治行政調査報告（早川 進氏・7月 8 ～ 18 日）		
	会期の延長について		

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：海老原平吉・黒川英代・伊沢 剛・大島将良
荒井 英子・高山 映・村尾光子・磯辺香代 （通告順）

★ 自転車放置の防止に関する条例を可決（議案第25号）

現在、自治医大駅前に、南河内・国分寺両町が自転車駐車場を建設している。二階建てで、自転車1422台、バイク69台の駐車が可能。駐車は有料。今年度中には完成の予定である。それに先駆けて本条例を可決。12月1日施行となる。

＊公共の場所における自転車放置を防止することにより良好な交通環境の確保を図る。（目的）

＊公共の場所に自転車を放置しない，自転車に住所、氏名を明記し盗難防止に努める。（所有者の責任）

＊自転車とは、50ＣＣ以下のバイクを含む。

＊自治医大駅周辺が自転車放置禁止区域に指定される。　看板、チラシ等で周知。

＊放置禁止区域内の放置自転車は町（都市計画課）が　撤去⇒保管⇒告示。

＊保管された自転車を引き取る時には費用がかかる。自転車1000円、原付2000円の予定。



メモ
- 自転車駐車場は国分寺町の条例にもとづいて国分寺町が管理します。
- 大学書房裏の青空駐輪場は公団へ返還されます。駐輪場ではなくなります。

（磯辺）

★ 固定資産評価審査委員会委員　教育委員会委員の選任同意をしました。（同意第1～3号）

1.固定資産評価審査委員会：固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するために市町村に設置されている。（地方税法第423条より）

委員会委員は３名で構成されています。任期満了になるお二人の再任に同意。（3年）

●相沢　弘　氏　　74才　　中川島在住
●椿　利一　氏　　74才　　薬師寺在住

メモ
- 3名の委員のもう1人の方は H.7 12月議会で選任同意。仁良川在住の高橋嘉次郎氏。（70才）

2.教育委員会：教育に関する事務を行う行政機関。「広報みなみかわち」紙上において、8月号から『教育委員会だより』が始まっています。教育委員会が何をする機関で、いつどのくらいの頻度で開催されているのかなど、詳しく掲載されています。教育委員会が身近に感じられる好企画。まだの方はご一読を。

委員会委員は５名で構成されています。9月末日で任期満了となる大門氏の再任に同意。（4年）

●大門　幸　氏　64才　（女性）
元教師　薬師寺在住

（磯辺）

★吉田西小・体育館改築工事（議案第28号）　　（報告：荒井）

現在の体育館は、S44年建設され、面積381㎡と狭いため立て替えとなった。

工事名：南河内町立吉田西小学校屋内運動場改築工事（本体工事）

契約の金額：2億1420万円（うち消費税1020万円）工期：平成10年7月31日まで

契約の相手方：前田・渡辺特定建設工事共同企業体（前田建設工業株式会社：埼玉県）

工事の概要：鉄骨造平屋建1129㎡

・アリーナ929㎡

バレーコート・・2面、バドミントンコート・・3面、バスケットコート・・1面、

ミニバスケットコート・・2面、としての利用可能

・クラブハウス（地域解放用）200㎡

ミーティングルーム

更衣室（シャワー設備あり）

★遺伝子組み換え食品の表示義務付けを国に求める意見書について（請願第2号、発議第7号）　　（報告：荒井）

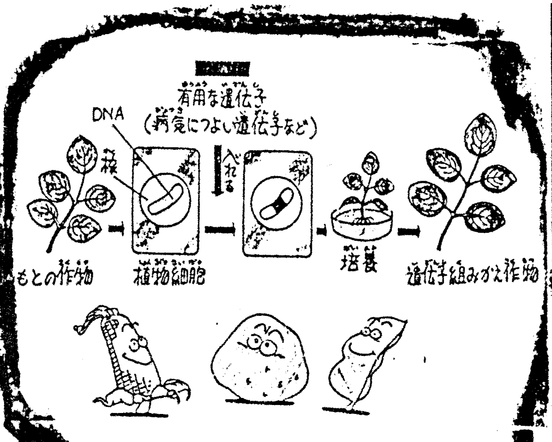
意見書提出の請願を採択、遺伝子組み換え食品の表示義務付けを国に求める意見書提出。

請願提出者：生活クラブ生協理事長と南河内在住生協組合員　（紹介議員：村尾光子・磯辺香代・荒井英子）

請願趣旨：厚生省は、遺伝子組み換え食品の安全性をチェックするため、安全性評価指針を作り、その指針に適合していることを理由に、遺伝子組み換え食品の輸入を許可した。また、遺伝子組み換え作物を従来の交配による品種の延長であり、遺伝子組み換え作物と従来の作物は「実質的同等」であるという考え方を示した。その結果、すべて従来の作物と同等に扱えるようになり、しかも実質的に同じという理由で、「表示」をなくした。「知る権利」「選択の自由」があるはずの消費者は、表示がないために知ることも選択することもできない現状である。

請願事項：1.国が消費者に選択の権利を確保するために必要な情報公開を促進すること。

2.遺伝子組み換え食品とその加工品の表示の義務付けを行うこと。



植物の遺伝子組み換えの大まかなしくみ

（H.9.6.27：朝日小学生新聞より）

遺伝子組み換え食品に関する意見書

組み換えＤＮＡ技術で微生物の遺伝子を作物に組み込み、除草剤や害虫に抵抗力を持つといわれる「遺伝子組み換え技術応用農作物」の輸入が本格化されようとしている。近々、この作物による食品が家庭でも食されるとともに、学校給食としても活用される見通しであり、また自給率の問題から今後大量に輸入される可能性もある。

厚生省は、大豆やナタネなど７品目について「安全性に問題はない」として輸入を認めたが、国民の中には、安全性について「遺伝子そのものは問題がないとしても、新たに作り出された酵素が健康障害やアレルギーなど身体に悪影響を及ぼすのではないか」「遺伝子組み換え作物は除草剤に耐性をもつため、農薬使用が増加するのではないか」など不安が拡大している。

この国民の不安を解消するためには、遺伝子組み換え食品表示の情報公開を促進し、消費者に選択の権利を保障する必要性があるが、未だ国においては積極的な動きが見られない現状にある。

よって政府におかれては、遺伝子組み換え食品の安全性の確認に努力するとともに、食品添加物と同様に遺伝子組み換え食品表示の義務付けを早急に行うよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条第２項の規定により意見書を提出する。

★H8年度南河内町会計決算状況（認定第1〜5号）　（報告：荒井）

区分	一般会計	国民健康保健事業	老人保健事業	農業集落排水事業	水道事業	
					収益的	資本的
当初予算	64億1800	8億5078	9億3496	12億8835	2億2231	
補正予算	13億7982	1億1492	2770	△593		
繰越額	2億0198					
予算現額 A	79億9980	9億6571	9億6266	12億8242	2億2231	
歳入決算 B	80億7251	10億3184	8億5062	12億8161	2億4356	収入なし
歳出決算 C	77億3438	8億3275	8億0130	12億6204	1億7200	1億1663
差引額（B-C）D	3億3813	1億9909	4931	1958	7156	△1億1663
繰越財源 E	1億7134			1247		
実質収支（D-E）F	1億6679	1億9909	4931	711	7156	△1億1663
Fのうち基金繰入額	9000					

（単位：万円）

建設改良積立金処分額8000万円と過年度分損益勘定留保資金3663万円で補填した。

☆財政分析指数

区分＼年度	4	5	6	7	8
実質収支比率（％）	7.1	5.7	5.7	6.1	3.9
概ね、3.0〜9.9%程度が望ましい。					
経常収支比率（％）	62.3	68.9	74.1	72.3	72.3
この数値が高いほど財政構造は硬直化している。75%以下が望ましい。					
公債費比率（％）	6.5	7.2	7.9	9.1	10.2
公債費の一般財源に占める割合である。この比率が10%以下が望ましい。					
自主財源の歳入構成比（%）	49.0	48.5	46.1	39.5	47.2
この数値が多ければ多いだけ財政構造は健全である。					
義務的経費の構成比（%）	24.5	20.5	18.8	20.1	24.6
数値は低いほどよい。					
投資的経費の歳出構成比（%）	25.6	41.3	40.8	48.2	30.7
この数値が高いという事は将来の資本形成に向けられた経費が多いという事で好ましい。					
財政力指数	0.531	0.557	0.587	0.636	0.649
1に近く1を越えるほど財源に余裕がある。					

★会期延長して審議──議会、町の進め方に苦言──

吉田西農集排水事業水処理センター関連補正予算　（報告：村尾）

農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は3億7905万3千円を追加補正し、予算総額を15億3847万7千円とするものでした。この中には吉田西農集排事業の水処理センター用地費・建設費の追加予算が盛り込まれています。これについて仁良川下自治会の人々は強硬な反対の意志を示しました。議会は住民との話し合いが不充分として、会期を延長しその間行政は関係住民との話し合いの糸口を作るようにと猶予を設け、結果的に賛成多数で可決しました。

度々審議を中断させながら何とか良い解決方法を、と多くの議員が苦慮した結果でしたが、行政のこの種の事業の進め方の拙さが浮き彫りになりました。大いに反省すべきです。

主な反対理由：①受益者に近いところに設置するのが良い。東根地区に造るべき。
（仁良川下自治会）②上流の仁良川上に変更するのは、不経済で税金の無駄遣いだ。
③町長は我々の意向を汲み入れると言い、事務手続を中断すると言ったにも拘わらず、補正予算案提案は納得できない。

《審議経過》

質　疑
↓
討論(反対：黒川議員・村尾、賛成：早川・上野議員)
↓
動議提出　村尾：『本日は採決しないで、関係者の理解を得る期間を設ける、①会期を延長して最終日に採決、または②継続審議とし臨時議会にて採決 をお願いする。いずれの方法をとるかは議会運営委員会に委ねる。』
↓
「賛成」の声(塚原・海老原・磯辺議員)　**動議成立**
↓
動議内容採決　　**可決**(賛成9：過半数)
↓　　本議案についてこの日は採決しないと決定
10日間の会期延長
↓　　(付託の結果、議会運営委員会委員長報告)
町長報告：最終日
↓まだ理解を得られた状況ではない。更に努力する。
採決　　**可決**(反対3：黒川・小池・伊沢栄一議員)

村尾の反対討論主旨

かつて、私は農業集落排水事業の不経済性に疑念を抱き反対していたが、地元住民の方々が強く希望するのであれば、やむを得ないと考え、当初予算には賛成した。が、処理場決定方法には疑念を抱く。6月の説明では反対は一部としていたが、その後9月定例会まで2、3か月あり、何度か折衝されたとは聞いたが、現在これほど強硬な反対があるのは、説明の仕方が適切ではなかったと思う。
こうした公共施設の建設には、住民の理解を求め納得して戴くことが肝要なのに、一層感情をこじらせてしまった。こんな状況で補正予算案を提案すること自体、議会に対して失礼ではないか。
この段階で採決するなら反対。
会期を延長して、その間、関係者の理解を得て欲しい。

＊“国庫補助額決定の内示があり、予算上受け入れないと事業が頓挫してしまう”そんな状況から強引と思える予算計上となったようだ。迷惑施設と言われがちな汚水処理場を設置する時は、先ずは受益者にどこに造ろうか、相談すべきではないか。そもそもここが行き違いのもとになったと感じた。次に関係者との協議の仕方、そして、町長の言葉。町の反省無くしては話し合いは不可能だろう。
地元関係者との合意が得られなければ、施設建設には着手すべきではない。

傍聴感想

9月10日、第3会定例会を傍聴しました。今回は近年になく8名の議員が一般質問に立つ盛況でした。これでようやく我が町の議会も形だけながら言論の府らしくなったと言えます。欲を言えば、半数の質問者が毎回出るとなれば言うことはありません。傍聴席にも初めてらしい顔が何人か見えていました。町政を一般住民に判りやすくするためにも、より多くの方が傍聴されることを望むものです。

さて、今回の議会で二、三感じた点をあげてみたいと思います。まず、仁良川の農業集落排水事業関連水処理センターですが、どうも地域住民の意志が町政に反映されているのか甚だ疑問に思われます。話し合いが不充分の　まま、工事がどんどん進んでいくのは、地域住民にとって不都合であり、一般的にも不自然です。ただ前回論議されていなかったので、実情はわかりません。次に現在社会問題となっているダイオキシン対策ですが、保育所その他町施設の自己処理を止める答弁は大変明快でよかったと思います。しかし、グリーンタウンに関係深い、又近い所にある北部清掃センターの排ガス測定が年1回とは!!　事の重大性について町の認識が浅いのではないかと心配します。もう一つ、行政改革の問題ですが、町は平成8年に大綱を策定したとのこと、この様な基本的な事が、質問されてはじめて知らされたのは驚きでした。また、グリーンタウン内に町の窓口を、の提案に自治省指導でできないとの答弁。果たして本当なのか調べてみる必要があると思われます。以上、いつも判然としないで終わってしまう町議会でした。

— 祇園5丁目　高橋　均 —

傍聴感想

平成8年9月8日～12日の定例議会の一般質問の日（10日）を傍聴した。今回は30人以上の傍聴者があり傍聴席は満席で、補助椅子を出す程だった。

今回はいつもより多い8人の議員の一般質問が予定されていた。グリーンタウン在住の3議員の一般質問の順番は最後の方だったので、午後になるとは思っていた。が、午前中案件の質疑応答が長引き、一般質問開始が午後1時となった。そのため3議員はいつもなら終了の時間である3時半からとなった。私は4時から用事があり、本当に残念ながら3議員の一般質問は聞かずに退席しなければならなかった。

午前中長引いた原因は、農業排水事業特別会計補正予算の審議だった。日頃あまり農業と縁の無い生活なので、農業排水事業について今までの経過も良くわからない。農業を基幹産業とする南河内町にとっては大事な大事業らしい。補正予算についていつになく白熱した討論が展開される。補正予算そのものより農業排水事業を推進する行政のすすめかたに対する反対が一部住民から起きているらしい。傍聴席にいたのは反対する住民の方々で、熱心に成り行きを見守っていた。

活発な反対、賛成討論が出て議場は紛糾し、何度か「暫時休憩」をはさむ程だった。この様な状態で採決が難しいので、会期延期の動議が出され後日改めて採決となった。こんなに紛糾した議会を傍聴したのは初めてだったし、傍聴席の雰囲気もいつになく熱気を帯びていた。いつも筋書通りにすんなりとすすむので、南河内町町議会でもこんなに白熱した討論もすることもあるのかと変な感心をしてしまった。

10日後の9月22日、採決を延期した農業排水事業特別会計補正予算の採決が行われた。前回あんなにも満席だった傍聴席はたった3人で拍子抜けした。今回は賛成多数（賛成13名、反対3名）ですんなり可決。一体10日前の白熱した議会は何だったのだろう？町長よりこの10日間の行政報告はあったものの一体何があったのだろう？

（緑6丁目　益子寿子）

荒井英子の一般質問



1、ダイオキシン対策について

(1) 県教育委員会は7月31日付けで、①ごみを減量化しペットボトルを校内に持ち込まない②専用ボックスを設置し分別回収を徹底する③リサイクルの推進④焼却炉の使用を控えるという4項目を市町村教育委員会に通知したが、各項目についてどのように受け止め対応策を講じたのか伺います。

《教育総務課・課長》

①これまでも減量化に努めてきた。さらに両面コピーや使用済用紙の再利用などの徹底を図る。また、ペットボトルは持ち込まないようにしていく。

②グリーンタウン地区の学校については、専用のボックス及び物置を設けて対応している。今後は全学校で分別収集の徹底を図っていく。

③関係部署と協議しながら推進に努める。

④グリーンタウン地区の学校を除き自校焼却しているが、今後は全学校がごみとして出す方向で進めていく。→　9月17日校長会開催：統一見解。

10月1日：教育長名で、焼却炉の廃止・全面焼却禁止の通知

> 文部省は7月23日全国4万校の公立学校の83%でごみを校内の小型焼却炉で処理していたという調査結果を発表し、校内では原則として焼却炉を中止するよう県教育委員会に通知した。まだこの時点ではできるだけ抑制・廃止と消極的だが、9月26日児童・生徒の健康を最優先すべきとの考えから校内のごみ焼却炉を全廃する方針を固めた。

(2) 上記の通知を受けての指導は、小中学校だけか。保育所での焼却炉使用についてはどのように指導していくつもりか伺います。

《保健衛生課・課長》

ダイオキシン対策について町施設に対する指導通知はされていない。保育所・公民館でのごみの減量化と分別排出には従来から努めてきたが、今後は焼却炉による焼却行為の一切を行わないよう徹底指導した。

(3) 北部清掃センター排煙の定期測定の実施状況について。定期とは、どのくらいの期間を指すのか。また、最新の測定値があれば公表してください。測定の費用は。

《保健衛生課・課長》

北部清掃センター焼却炉におけるダイオキシンの測定は、定期的に毎年1回実施している状況。今年度は9月か10月に予定。最新の測定値は過日公表の7ナノグラム。測定費用は、80万円ぐらい。

2．ふれあい館について

(1) 7月・8月の利用状況について伺います。夏休み期間中の利用者数は 25600 人とのことでしたが、この一番の繁忙期である夏休みについて、来年度への課題として残されたもの、問題点等について伺います。

①混雑した中で、プール・お風呂での危険な状況はなかったか、また、夏休み中の保健婦の配置及び対応はどうであったか伺います。

②プール・お風呂での利用者モラルに関しての状況はどうか伺います。
利用する側にもモラルが必要。そのために町から利用者への要望はないか。
広報を通してアピールしていくことも必要と思われるが。

③ふれあいバスの利用状況について。１回で乗り切れないということはなかったか。
また、子供たちだけの利用は有ったか。危険な状況や問題点はなかったか伺います。

《企画課・課長》

①利用者が集中するのは、日曜・祝日で午後の部が大部分を占めている。利用者が多い時は、入口で入場制限するなど危険防止等に配慮している。プールについては、夏休み期間及び休日には監視員等の人数を増員し万全の体制で望んだので危険な状態はなく事故もなかった。保健婦については、第２・第４土曜日、日曜・祝日及び夏休み期間のいずれも午後に配置。効果的な対応ができた。（緊急時の対応として自治医大救急医療部との協議が整っている。）

②施設の利用については管理上ある程度の制限を設けているが、利用者自身のモラルの欠如によりいろいろな面で対応しなければならない状況にある。
具体例：おむつのとれていない乳幼児によりプールを汚してしまい、水の入れ替えを行った。お風呂では、タオルを浴槽の中に入れる。屋内・屋外ともにごみの散乱・置き去りがみられる

③町内巡回バス「ふれあい号」の利用は、８月で延べ 802 人、１回当たり約 12 人の乗車があり、利用が定着しつつある。
子供だけの利用は、夏休み期間中に 2〜3 割みられた。危険な状況はなかった。

ふれあい館の利用人数は、当初の予想より３割ほど多いということで、5〜8月のプールとお風呂の利用者は、約 51000 名となった。
ふれあい館の質問はこれで３回目であるが,町の看板施設として定着していくことを願い、今後も見守っていきたい。

お 知 ら せ
FAXの番号が変わりました。
40-1019です。“ヨッ！と行く”…と覚えてください。
40 10 19

村尾光子の一般質問



問１.行政改革について

「最少の経費で最大の効果」は、日常的に自治体に求められる課題です。推進するには具体的な課題や目標を掲げることが必要です。S.60年度に大綱を策定して以来、どのように取り組んでいるのか、方針を聞きました。

(1)行革大綱は必要である。策定状況はどうか。策定されているなら、その概要説明を。

【総務課長】H8年10月に、簡素で効率的なシステム確立を目指して大綱を策定した。これはH12年までの計画。
(内容骨子は別記)

(2)職員定数適正化計画の策定状況は。

【総務課長】行革大綱を基本にH9年3月に定数適正化計画を策定した。H9～13年の5か年間に一般行政部門で5名程度の増員をする(9年1名、10年2名、11・12年各1名)。専門職については必要が生じた時に、担当課と協議する。

(3)グリーンタウン内に住民係窓口開設について、住民票等の自動交付機設置や自治医大駅前郵便局への業務委託はできないか。

【住民課長】GT内の窓口開設は考えていない。自治省からは、住民票等の交付事務は郵便局に委託するものではなく、また自動交付機の設置場所は公共施設内に限り職員の監視体制が必要との通知があるので、できない。県内での自動交付機設置状況は、大田原市・高根沢町・河内町・壬生町・上河内町(10月1日より)がいずれも庁舎内に一箇所。

(4)自治消防団団員定数について、実態に即して減数してはどうか。また、GT内からの団員委嘱について、これまで具体的にどのような働きかけをしたか。団員への報酬支払い方法と、それについての見解を問う。

【総務課長】定数はS47年に200名とした。当時は田川等の水防を中心に考えていたが、団員確保が困難、人口急増等定数の見直しが必要と認識している。この検討をしてから年内にはGT内自治会と話し合いをしたい。町や消防団は具体的には働きかけをしていなかった。
報酬は、各部の維持運営上、個人ではなく、各部の口座振り込みとしている。

【町長】報酬引き上げの声もあるが、他の非常勤特別職との均衡から容易にはできない。団員は自治会毎に確保し、報酬が少ない分や消火指導等について自治会が慰労・負担している。町からの報酬と自治会からの負担金を合わせて消防団を維持しようという考えだと思う。
今後、消防団や自治会と協議、検討する

＊南河内町の消防行政は一部事務組合である石橋地区消防組合(石橋・壬生・上三川・国分寺・南河内)が行う。
補完するものとして、住民による非常備(自治)消防団が組織されており、災害発生時には真っ先に活動を始める。団員は非常勤特別職。地域的に3分団10部の構成となっており、今回の答弁では、報酬は部毎に支払う。組織の維持運営上とはいえ、妥当な方法なのだろうか。先ずは本人に支払うべきでは？近年は町外通勤者が増加し、団員確保が難しいと聞いている。だからすべて常勤職員による常備消防で、とするには余りにも経費が嵩みすぎる(H9年度当初予算　石橋

消防組合負担金:2億8760万円、非常備消防費:3445万円)。団員を引き受けやすくするため条件を整える必要があると思うが、自治会によっては負担金を拠出しているのは、公平さに欠ける。防災や災害発生時に、住民として何が分担できるか、GT住民も真剣に考えるべきではないか。

（資料提供 総務課）

《南河内町行政改革大綱》骨子

大綱の内容

(1)構成　簡素で効率的な行政システムの確立を目指して、本町が取り組むべき行政改革の主要課題を「事務事業の見直し」、「行政組織の見直し」、「人事管理の見直し」、「事務処理の効率化」の4項目とし、行政改革の基本方針と措置事項を明らかにする。

(2)期間　平成8年度から12年度までの5か年間

主要課題	当面の措置事項	今後の措置事項
事務事業の見直し	事務事業の整理合理化	①文書サイズの統一 ②物品配当制の導入 ③直通電話の導入
	民間委託の推進	①住民サービスの向上を考慮して検討 ②事務事業簡素化のための民間委託
	補助金の整理合理化	①補助金の廃止・縮小、②減額、③統合化 ④補助対象の重点化 ⑤終期設定(奨励的補助金は概ね3年以内)
	適切な財源の確保	①町税:課税客体の完全把握・徴収率向上 ②使用料・手数料の適正化 ③国・県支出金;適切な導入
行政組織の見直し	課を単位とした簡素で効率的な組織・機構の見直し	①保健・医療・福祉部門の一元化(H8～) ②課、係の再編及び事務分掌の改善(H8～)
人事管理の見直し	町定員適正化計画の策定と推進	①事務事業等の見直し ②組織・機構の見直し ③事業の縮小・統廃合 ④民間委託の推進 による職員配置適正化
事務処理の効率化	事務処理方法の改善・工夫等による簡素化・OA化	①各種事務のOA化の普及推進 ②各関連する課の配置、第2庁舎建設の検討

行政改革推進本部:本部長は町長、助役・収入役・教育長・各課長・事務局長で構成

〃　推進委員会:委員長は総務課長、各課より課長補佐や係長等1名が参加

＊前回のS60年に大綱を策定したときは、住民代表による南河内町行政改革懇談会を設置して提言を受けたと記憶している。今回の大綱には【今後の進め方】として「町民の理解と協力のもとに計画的推進を図るものでもあるので、理解と協力が得られるよう努めていく」と

明記されている。行革の基本方針となる大綱が策定されていて良かったのだが、何故早く住民に知らせないのか、せめて議会人には積極的にその趣旨を説明しても良いのではないかと不満が残った。執行部は「町民の理解と協力」をどんな方法で得るつもりなのだろうか？

問２.「道の駅」建設について

町長の方針に加え農協や商工会の要望に応え、「道の駅」建設に向けて、H8年度には補助金獲得のための鳥瞰図を作成する等準備が始まっています。これは本当に町民全体の熱い期待なのでしょうか？各界代表で構成する推進協議会での進み具合はどのようであるのか、質問しました。

(1)計画の進捗状況を伺う。
補助金獲得の見通しはどうか。

【建設課長】H9年2月3日に推進協議会を開き、H8年度に作成した検討書・鳥瞰図を示した。参加希望の農協・商工会と町でそれぞれ具体的な施設を検討している。若干遅れているが、近く推進協議会幹事会を開催する予定。
事業内容がまとまってから、それぞれの施設にどの補助事業を該当させるかを関係機関と協議する。

【町長】“国・県が50％以上の負担”がなければ事業を実施する考えはない。関係者の参加形態や経費の見通しがついてから国・県と協議する。

(2)トイレ・駐車場等24時間営業部分の清掃等維持管理費をどの位と試算しているのか。

【建設課長】国道4号線では24時間営業部分は建設省が設置する。まだ全体的な構想がまとまっていないので試算していない

(3)設置に向け強い要望が農協・商工会から出されている聞くが、両者の取り組み姿勢、状況はどうか。

【建設課長】それぞれで施設検討を進めてるので、積極的な姿勢で取り組んでいると理解している。

(4)建設に対して、一般町民のニーズや関心が希薄のように感じられる。設置そのものの見直しを検討すべきではないか。

【建設課長】推進協議会には農協・商工会・議会・農業委員会・自治会連合会・婦人団体連絡協議会等が参画しており、広く多くの意見を聴いて推進する考えだ。
見直しは考えない。

【町長】推進協議会にはサラリーマン、新しくお出でになった方は入っていないと承知している。団体代表にお願いしているので、団体代表者が必要と思えば構成員に相談するだろう。全く組織もない一個人への委員委嘱は考えられない。

＊町は各団体の会長に住民代表としての各種委員委嘱をすることが多い。農商工の産業関係は組織があり、多少とも行政とのつながりを持ち、団体への加入率は高い。人口の半分を占め大多数が勤め人世帯であるGTの人達の意見は、誰がどのように集約したのだろうか。推進協議会は、建設するかどうかを論議するのではなく、もはや、建設を大前提とした組織なのだろうか？納税者としての意見は、広く等しく聴いてもらいたいのだが、町長にはその発想はない？

磯辺香代の一般質問（9／10）



1. 祇園１丁目における大型店出店の問題について

祇園１丁目５～７番と公団跡地に、株式会社「かましん」が新たな大型店建設を計画しています。建設に伴い、生活環境上、不利益を被る周辺住民から、住環境に充分配慮した設計を求める要望が、株式会社「かましん」はもちろんのこと、関係各機関に提出されています。

①この問題について、町はどのように受けとめていますか。

②出店が住環境に及ぼす問題のひとつとして道路交通問題があります。予定地北側の町道（幅6m・歩道なし）の交通量増加に伴って予測される住民の交通安全上の問題について、道路管理者としての見解、対応を伺います。

町長

祇園１丁目自治会より7月14日要請書をいただいている。大店法に基づく地元意見聴取の際、周辺住民の安全確保を最優先に、また、住環境にも充分配慮するよう意見を陳べた。さらに、「かましん」の担当者と面談し、地域住民と連絡調整をはかるよう強く要望した。今後とも、安全確保を優先した万全策を確立するよう引き続き要望したい。

大店法（大規模小売店舗における小売業の調整に関する法律）は、中小小売業の利益を守ろうとするものであって、周辺住民の生活環境を守るといった視点は、今のところ持っていない。

しかし、大型店出店が周囲に及ぼす影響は、中小小売業の営業に対してだけではない。関係機関に「要請書」を提出したという例は、栃木県でこそ初めてということだが、全国では珍しくないそうだ。

＊　　　＊

産業構造審議会と中小企業政策審議会が合同で今年5月から会合を開いている。「大店法」についての審議もちょうど10月から始まった。規制緩和の方向での見直しが中心のテーマだが、青少年健全育成の立場や周辺の交通問題を懸念する立場からの意見も相次いでいるとのこと。年末をめどにまとめ、報告を予定している（通産省）。

審議中なので「周辺住民との事前協議」が盛込まれるかどうかは明言できないと担当者は言ったが、新しい視点の導入に期待する。大型店設置者と住民の対等な協議が法律で保障されれば、少なくとも「要請書」を関係機関へ持参しなければならない時間的・精神的負担からは解放されるのではないか。

2. 自治医大駅周辺県道に沿う歩道上の車両進入防止のための“石”について

7月20日（平成9）、ＪＲ自治医大駅から祇園交番前と、自治医大から小金井に向かう県道に沿う歩道上の車両進入防止用の“石”にオレンジ色の彩色が施されました。

①この措置を行なった行政機関とオレンジ色彩色の目的を明らかにして下さい。
町に対して、措置内容についての事前通告がありましたか。

建設課長

県道に昇格後、宇都宮土木事務所の管理となっている。今回の措置は、石橋警察署との協議を経て県が行なった。

歩道と同一色で、夜危険なので何らかの対策を願いたいという住民からの要望があり県に改善を申し入れてあった。危険防止を最優先にオレンジ色に彩色した旨、報告を受けている。

町に対し、事前報告、協議はなかった。

②南河内町の西の玄関とも言える地域の景観を大変悪くしているとの指摘があります。
色あせて、再度の措置となった時には、昼間は自然な色彩に。夜間は発光テープなどにより石の存在を知らせる工夫を。
将来的には、ベビーカーや車いすの通行が楽にできるように、広い歩道を広く使える車両侵入防止策を検討されたい。

町長

私自信も関係機関に働きかけたい。

建設課長

道路（歩道）使用上のモラルの向上が一番必要ではありますが、趣旨は理解できますので、県、石橋警察署、消防署とも充分協議したい。

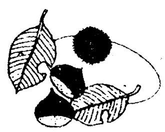
今年の夏、駅前通りと自治医大通りの歩道の“石”に、鮮やかなオレンジ色が塗られた時は驚いた。夜間の安全対策を県（県道なので歩道も県の管理）に要請していた町の担当課でも、このような対応策がとられるとは予測していなかった。塗装完了と共に、住民から多くの問い合わせがあり非常にとまどったということである。

オレンジ色彩色は、夜間の歩行者・自転車の安全確保のためであり、昼間より夜間に力を発揮しなければならないが、実際は昼間ばかり目立ってしまった。そして、夜間は目立たない。効果の点から方法の再考は必要と思う。

都市景観の点からも考えてみたい。

公団開発「グリーンタウンしもつけ」の快適な居住環境を、住人みなで協力して守り育てていくために、南河内町は「自治医科大学周辺地区地区計画」という都市計画（まちづくりルール）を定めている。その中に「公告物・看板類で刺激的な色彩を用いるなど美感風致を損なうようなものは設置してはいけないこととしました。」とあるまた、「町開発指導要綱」の中に「自治医科大学周辺地区建築物等指導基準」があって「建築物の外壁や屋根の色彩については、刺激的な原色を避け、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色調にすること。」という項がある。これらの規定は確かに“石”のことをさしてはいないが、こういった街づくりの観点から推し量っても、適切な措置とは言いがたかったのではなかろうか。多くの人が驚いたゆえんである。

町の東に広がる田園風景は何物にもかえがたい美しさを持っている。比して西の玄関である自治医大駅周辺地域は景観についての配慮を忘れると、すぐに“猥雑さ”の中に飲み込まれてしまう。東の風景の美しさに対峙できる西の都市景観でありたいと思う。異なる二つの景観美を維持できたら、これも一種の町財産と言えるのではなかろうか。



🐌 農業集落排水事業（吉田西地区）の汚水処理施設の設置場所をめぐって、住民の合意形成がうまくいかず、反対運動をかかえたままの補正予算審議となった。農業集落排水事業は農村の下水道事業であり、生活様式の近代化、農業用水の水質保全などの目的で、町は積極的に推進している。この事業は特別会計で行なわれていて、9年度の当初予算で11億6千万円。今回の補正で約15億となった。一般会計当初予算の約58億と並べてみると、けっこう大きな公共事業であることがわかる。公共事業への風当たりが強い昨今ではあるが、町は農村のお嫁さんの問題と“水”の問題をこの事業に託していると言う。重要な課題解決を担う、大きな予算を持った事業であるのだから、その事を充分自覚して、行政と住民間に相互不信を生むのではなくて、相互に責任を共有するにはどうしたら良いか、行政手法そのものの見直しも含め慎重で誠実な推進をしていただきたいと思う。



村尾光子の　スウェーデン・スタディツアー報告（その２）

２．ベクショー市　（Växjö）

人口73000人、面積1674.4Km²、湖と森の風光明媚な国内23番目に大きい都市。クロノベリ県の県庁所在地。町は1000年の歴史があり、市制後650年経過。ベクショー大学があり、人口のうち8000人は学生。近くに難民収容所があるため外国人も1995年には3000人を超えた（1978年 1900人）。65才以上の高齢者人口は15%と全国平均の18%を下回っている。スモーランド地方の文化・商業・行政・教会の中心地。文化活動が盛ん。空港もある。市職員は5000人。

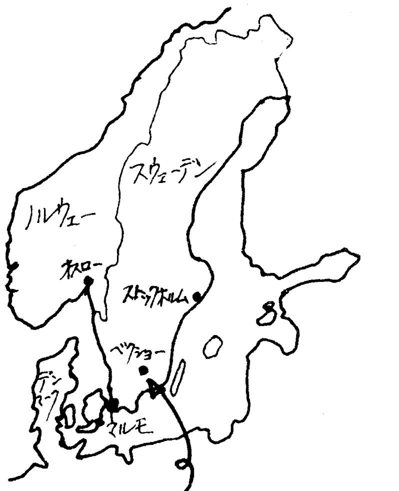
地方税率：32.15%（市20.75，県10.0，教会1.40、全国平均 31.66%）

財政規模：約255億円（17億クローナ）　　議員定数：６１人

	支出割合
教育費	31%
高齢者福祉費	28
児童福祉費	15
文化・余暇費	6
社会福祉費	8
市運営費	6
公共事業	4
その他	2

社会民主党	22
保守党	15
中央党	8
左翼	8
自由党	3
緑の党	3
キリスト教民主党	2

（女性議員は40%）



約マルモから150Km、バスの車窓からはスモーランド地方の素晴しい森と湖、石ころだらけの耕作地が望めた。マルモ周辺はばれいしょ畑、小麦畑。野菜栽培は少ない。



Växjö kommun 市庁舎

ベクショー市男女機会均等委員会

市庁舎に委員長カーリン・ヒューグステッド女史（左翼、議員活動20年）と、委員でもあり副市長のボー・フランク氏（保守党）を訪ねた。この委員会は議会に5つある

委員会の一つ(常任委員会に相当)で16年前に設置された。各政党から男女比率半々に選出された9名の委員で構成され、さらに9人の補助員と職員1人が配置されている。予算は少ないが、1994年には全国の機会均等コンクールで一位になった程、先駆的な取り組みをしている。均等委員会はすべての自治体に設置されているとは限らない。「機会均等委員会は女性の委員会と思われてきたが、男性の積極的な参加もある」とフランク氏は言っていたが、全体的には男性はまだ消極的であり、課題があるとのこと。企業にも働き掛けをしている。委員会は月1回の定例会を開催。

《ベクショー市の男女機会均等施策のポイント》

(1)議会における委員長等のチーフ職の女性の割合は1/3を確保
各政党の比例代表制の名簿は男女(または女男)交互に。

(2)市職員5000人のうち80%は女性、各部局に機会均等オンブズ局がありそのための職員50人、職場のチェックをする。年間プログラムを作り賃金格差等の調査を行い、その結果をモデルとして公表する。賃上げを避けるため女性職員の多くは短時間労働。

(3)市民からオピニオン(意見)を作る
毎年機会均等全国会議を開催(500人規模)、女性の博物館設置

(4)市の活動での均等な市民サービスを確保するために、職員教育を通して社会環境づくり。

1989年、市議会では実践的な平等プログラムをつくり、市、各政党とも実現に努めている。1994年採択のプログラムは次の10項目にわたり具体的な目標が掲げられている。

①男女同一賃金、②雇用機会均等、
③より多くの女性を指導的立場に、
④より多くの女性議員を、⑤家庭・育児・仕事・政治の調和、
⑥精神的・身体的な労働環境改善、⑦部局毎に機会均等プラン、
⑧平等を妨げている5つの要因への気づき、
⑨子供と青少年の教育、⑩啓発と協調

また、10人以上の従業員数のいる企業は男女平等プランを策定することになっている。(作らなくても罰則規定はない)



ﾋｭｰｸﾞｽﾃｯﾄﾞ委員長とﾌﾗﾝｸ副市長。市庁舎隣の文化ホール前で。ホテル・ﾚｽﾄﾗﾝ併設で市営。ここで昼食会に招かれた。ﾋｭｰｸﾞｽﾃｯﾄﾞ委員長は5週間の夏休み明けで真っ黒に日焼けしていた。

サービスハウス　ダルボー

ベクショー市郊外にある総合高齢者福祉施設ダルボーを訪問し、看護婦カーリン・ブローサンさん他 2名の説明を受けた。

この施設には県の医療センターが併設されており、郵便局・行政センター・スーパーマーケット等が隣接しているので、この一画だけで一つのコミュニティーを形成しているようだ。平屋と中層のアパートから成っている。

高齢者が多い地域で、移民(主にボスニアから)高齢者や麻薬等の薬物乱用者も対象としている。注射や包帯交換等はヘルパーが行うが、看護婦には、補助器具等の交付決定等、より難しい判断を求められる。また、家庭で死を迎える準備もする。

ここでの主な福祉サービスは次の5つ。

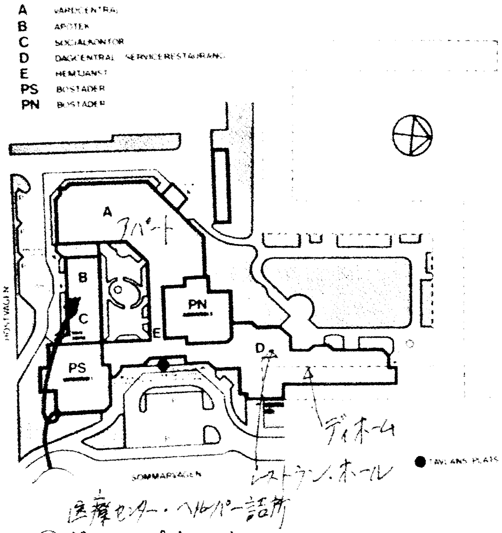
移民博物館

市街地のはずれに移民博物館がある。今でこそ外国人を多く受け入れているが、かつて20世紀初めの頃は、人口の1/4近くの約100万人もの人達が、主にアメリカに移住した。食糧と職業を求めて。

スウェーデンの質の高い豊かさを実感した研修だったが、かつてはあまりの貧しさに、国を離れなければならなかった時代があり、その事実を後世に伝えていこうとする姿勢に、深い感慨を覚えた。その後の消息の記録もある。

ダルボー サービスハウス

DALBO SERVICEHUS



①夜間パトロール

看護婦・准看護婦各1名ずつの2人1組で、市内全体の一人暮らしの高齢者宅を巡回する。毎日夕方4時30分から9時までと9時から朝までの2交替制で、現在それぞれ2組ずつが活動している。1組当たり60～70人を担当し毎日決まった順番で廻る。このうち15人程には注射・包帯交換投薬・おむつ交換・寝返り等の介護が必要。緊急通報センターからの連絡にも対応する。

②サービスハウス

1989年に設置された。家賃は2部屋タイプで3900クローナ(約58000円)、3部屋タイプが4900クローナ(73000円)で週2回の清掃・洗濯・調理のホームサービスがある。各階の入居者は10人で各階毎にホームサービスにあたる。入居者は必要に応じてホームヘルプサービスを受け、収入や財産に応じて利用料金を払う。食事は階下のレストランを利用することもできる。

③グループホーム

痴呆性高齢者のための集合住宅で、7人居住の階が5つある。居室はすべて個室で、2人部屋も内部はそれぞれの個室が確保されている。スタッフは各階毎に午前3人、午後2人、夜間3人、夕方と週末は2人の24時間体制の介護にあたる。朝食と夕食は共同の台所で調理するが、昼食はレストランを利用する。入居者とのコミュニケーションをとるのが大変とのこと。

④デイセンター

午前8時から午後4時30分まで職員が常駐し、その間いつでも利用できる。送迎バス等はないが、公共交通が使えない車椅子等の人には交通サービス(タクシー券)がある。誰でも利用でき、レストランに続いて配置されている。作業療法士の事務務所が併設されており、週2回の理学療法士の来訪と併せて、訓練教室が開かれる。調理がしたい人は一緒に食事作りをする。絵画等のスタデーサークルもある。ピクニック等の行事だけに参加する人もある。この一角のドアには特別な自動装置がついていた。天井から下がっている紐を引っ張ると開く。

⑤緊急通報センター

入居者全員と市内の高齢者合わせて300人の緊急通報センターとなっている。高齢者は時計型・ペンダント型の発信装置をつけている。受信装置は夜間パトロールの人達も持ち歩きやすい携帯電話型。

小型な発信機→



※この他、聴覚障害者用に特別な電波発信装置が装備されている集会室もある。

この寝たきりの老婦人は、3部屋タイプ(ダイニング・リビング・寝室・トイレ・シャワー)のサービスハウス に1人で住んでいる。



3.ストックホルム市　(Stockholm)

ベクショーから約1時間強の飛行でストックホルム・アーランダ飛行場に到着する。ストックホルム市は人口約70万人、県に相当する大ストックホルムの人口は170万人、バルト海が深く入り込んだ湾と湖に囲まれた、まさしく絵に描いたような美しい街。鏡のような青い水面と、抜けるように薄青色に澄み切った空、どっしりとした建物。冬季には歩いて渡れるほど、湖が凍結するという。

障害者・高齢者のために停留所毎に車体が低くなるバス、エスカレーターやエレベーターが設備され、芸術家の大胆な意匠を採用した地下鉄駅構内、スーパーマーケットの半径150m毎位に高齢者サービスハウスが設置され、酒屋は夕刻で閉店するのに薬局や診療所は24時間営業。市民の80%は集合住宅に住んでいる。4、5人家族の平均住宅面積は80～90m²で家賃は67500円～82500円位(4500～5500クローナ)。収入に対して家賃が高いときは住宅費補助が受けられる。市民は5世帯に1世帯の割合で別荘を持ち、10人に1人の割合で舟(船)を持っていると通訳嬢が言っていた。

ストックホルム市議会

ノーベル賞授賞式後の晩餐会会場として名高い市庁舎を訪れた。授賞式は市内のコンサートホールで行われる(平和賞のみはノルウェー・オスローで)。建物は、1542年のデンマークからの独立400年記念事業として建築され、1926年に完成した。壮大でシンプル、どっしりとした宮殿のようだ。

委員会室にて市業務視察局のビルギック・ブレイラ局長から市社会福祉施策についての講義を受け、アニカ・ドミニウス議員(中央党)と懇談した。



重厚な雰囲気の委員会室。ブレイラ局長ドミニウス議員と共に

議席数　101

社会民主党	37
穏健統一党	29
左党	11
国民党・自由	9
環境党・緑	8
中央党	5
ストックホルム党	2

女性議員　49人

ドミニウス議員：43才、子供3人の母親、看護婦として20年間働く。1975年に党員となり10年間党活動、1988年から党から選ばれてフルタイマー議員になった。児童・高齢者福祉に取り組んでいる。1994年の改選後は県の保健医療アドバイザーの仕事もしている。

101人の議員中、理事は8人、副理事は20～25人。政党の議席数に比例して配分する。どうやら理事・副理事がフルタイマー議員のようだ。余暇タイマー議員の報酬は年額21万円(14000クローナ)、市議会開催時の費用弁償は1回12000円(800クローナ)

ストックホルム市の社会福祉施策：ブレイラ局長

予算　3300億円(220億クローナ):1996年　　国からかなりの独立権限を持っている。

収入：市所有土地の賃借料

(市面積の75%所有、個人・企業に貸与、街中に施設設置が可能で都市計画上好都合)

エネルギー公社・水道公営企業の株95%所有による使用料、港湾使用料等が税外収入

支出：2/3 社会福祉・教育費、1/3は文化・道路整備費等

歳出削減のため余暇活動・文化部門の支出が抑制されている。

市内を24地区に分け、地区毎に行政を進めている。すべての社会福祉は有料で収入に累進する。

児童福祉：育児休暇 13か月、この間給与の85%保障(国保険会計局から)

保育所 両親が失業中でも保育所を失うことはない。経営形態は市立・私立・共同等様々

学童保育完備 6〜10才、放課後から6時まで

障害者福祉：法改正により子供達は家庭環境の中で育てることができる。住宅改造、補助器具交付

重度障害者は8時間/日までアシスタントをつけることができ、住居整備権利がある。

健常児と障害児の包括、普通学校・特別学校のいずれかに入学可能、選択は両親。

視覚・聴覚障害者は特殊な学校

成人身体障害者のためのデイセンター　(障害があっても独立した生活ができる法律)

精神病患者 独立した住宅・経済をもち、独立した生活をする権利がある。精神病院廃止

高齢者福祉：在宅で過ごせるようホームヘルプサービスに力を入れている。サービスは有料で年収・財産・利用頻度に応じて決まる。収入が基礎年金のみの時は、殆どが免除される。

夜間パトロール・ホームリハビリ(家庭に出向く)・交通サービス・緊急通報センター

各地区にデイセンター

サービスハウス(独立した住宅)　18才以上の軽度障害者が住むことも可能。

グループ住宅 アルツハイマー痴呆の人、一緒に生活しながら能力を活用し、投薬減らす

ナーシングホーム　医療措置(県)終わったらナーシングホーム(介護)を確保

日本の高齢者福祉施設が街の中心から大変離れているのは残念、生活の機能的な部分は市が責任を持ち、それ以外の精神的なものは家庭にお願いする。また、日本のボランティアのような活動はない。95%は共働き世帯なので時間がない。ただ、退職者協会の元気な高齢者が弱っている高齢者へのボランティア活動があるが、市が報酬を支払っている。

ストックホルム市老人ホーム　ソフィアゴーデン

市街地の真ん中にあるソフィアゴーデンを訪問した。店舗に連なった5階建ての入口は普通のアパートと何ら変わりはない。主任の女性から説明を聞いた。土地・建物は民間ゼネコンが所有しており、市が借り受けて運営している。入居者は市と賃貸契約を結ぶ。1〜3階は痴呆性高齢者のグループホームで→





ベッドは備えつけ、他の家具は持込み。
右側壁の奥はトイレ・シャワー室
ベッドの足元側にはリビングコーナ
左側の扉を開けると小さな流しとコンロがある

→4・5階が老人ホームになっている。1階にはホームヘルパーの拠点がありヘルパーの1/3は男性。各階に10戸の居室があり、各階毎に介護にあたる。職員は各階毎に昼間3人、夕方2人、夜間5人、看護婦は各階に1人の配置。共同部分もあるが居室は30m²、簡易台所付きのワンルームマンション。家賃は84000〜93000円(5600〜6200クローナ)、食費は月額34200円(2280クローナ)。朝食・夕食は各階の台所で調理するが、昼食は近くの病院からの配食を受ける。介護費は収入により負担率が異なる。最低24750円(1650クローナ)が小遣いとして手元に残るよう、市からの助成措置がある。1人につき1〜2人の介護責任者が付き買い物や洗濯をする。週の半分は理学療法士が配置されている。近い内に作業療法士も配置される予定。家庭医(個別に決まっている、県職員)が週2日訪問している。

初めて中学生模擬議会開催

9月29日、南河内中・第二中の生徒18人により模擬議会が開かれました。町執行部はいつもと同じように、町長や教育長課長がずらりと並んで答弁に備えました。生徒議員は皆さん一様に緊張していた面もちで、通告してあった一般質問をしました。日常生活に密着した質問でしたが、皆、再質問せずに終わりました。

次回はより活発な論議を期待します。

議会広報委員会研修に行って来た

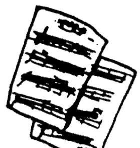
広報委員会として初めての先進地研修。関東で一番小さな町、群馬県新町に行きました。面積3.7Km²、人口14000人。こんな小さな所でも自治体として運営できるんだ‥と驚きましたが、広報委員会の活発な活動に、更にびっくり、大いに刺激を受けました

早速、学んで来た事を活かそうと、9月定例会の議会だよりに工夫しています。

ネットワークニュースも読みやすくしなければと思ってはいるのですが・・・。(村尾)

コンサート 小松真知子 & タンゴクリスタル

バイオリン　ボーカル　ピアノ　ギター　バンドネオン



日時：11月30日(日)

1:00開場　1:30開演

場所：南河内中学校 体育館

主催：南河内町教育委員会

南河内町文化協会

★郷愁をさそうバンドネオンの音色をお楽しみ下さい。

皆様のおこしをお待ちしています。

9月議会の報告会を開きます



★どうぞお出かけ下さい。

明日の町政を考える会

とき：10月25日(土) 午前10:00～12:00

ところ：GTコミュニティーセンター 会議室